

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第五号

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。
第七条ただし書中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和四年六月の知事等（知事等の給与に関する条例第一条に規定する知事等をいう。）の期末手当の支給についての改正後の同条例第七条の規定の適用については、同条ただし書中「あるのは、」とあるのは「あるのは」と、「し、同条第五項」とあるのは「、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第四号）附則第二項第一号中「百二十七・五分の十五」とあるのは「百六十七・五分の十」と、同条例附則第三項中「徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）」とあるのは「給与条例」とし、同条第五項並びに同条例附則第三項及び同項の規定により読み替えられた同条例附則第二項」とする。

（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。